

税	市民税	税額控除前所得割額④		
	県民	税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
		均等割額⑦		
		税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
額		均等割額⑦		
		特別徴収税額⑧		
		控除不足額⑨		
		既充当額⑩		
		既納付額⑪		
		差引納付額⑧-⑩-⑨、⑩		
		変更前税額⑫		
	増減額⑧-⑫			
	変	更	月	月

- ◆ 納期限を過ぎて保育料を納付されると、新座市債権管理条例の定めにより、納期限から納付日までの日数に応じ、延滞金が加算される場合がありますので、納期限までに必ず納付してください。
- ※延滞金の対象は、保育園の保育料です。

**認定こども園(保育利用)、保育園、小規模保育施設を利用する
2号認定・3号認定のお子様の保護者負担額について**

各月初日の支給認定子どもの 属する世帯の階層区分			保育料（月額 単位 円）	
			0～2歳児クラス	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯		0	0
C	A階層を除く市町村	51,800円未満	5,500	4,900
D1	民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯（市町村民税の均等割の額のみの課税世帯を含む。）	51,800円以上 61,200円未満	10,500	9,400
D2		61,200円以上 69,800円未満	14,500	13,000
D3		69,800円以上 87,600円未満	19,500	17,500
D4		87,600円以上 105,600円未満	26,000	23,400
D5		105,600円以上 123,700円未満	32,000	28,800
D6		123,700円以上 141,600円未満	39,000	35,100
D7		141,600円以上 169,000円未満	43,500	39,100
D8		169,000円以上 178,300円未満	47,000	42,300
D9		178,300円以上 195,900円未満	51,000	45,900
D10		195,900円以上 214,300円未満	53,500	48,100
D11		214,300円以上 249,800円未満	55,000	49,500
D12		249,800円以上 270,800円未満	57,000	51,300
D13		270,800円以上 304,000円未満	59,000	53,100
D14		304,000円以上 330,900円未満	60,000	54,000
D15		330,900円以上 361,200円未満	61,000	54,900
D16		361,200円以上 390,800円未満	62,000	55,800
D17		390,800円以上 420,900円未満	63,000	56,700
D18		420,900円以上 451,000円未満	64,000	57,600
D19		451,000円以上 511,200円未満	65,000	58,500
D20		511,200円以上	66,000	59,400

多子世帯の保育料の軽減について

- ◆ 認可保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業（小規模保育）、幼稚園を利用している場合、年齢の高い順（保育料無償となる3～5歳児も対象とすることができる）から第1子、第2子、第3子と位置付けられ、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

また、世帯に生計を一にするお子様が、年齢を問わず3人以上いる場合、3人目以降で2歳児までのお子様は保育料が無料となります。

年収約360万円未満相当の世帯の保育料軽減について

- ◆ 世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、上のお子様が小学生以上であっても年齢は問わず、年齢の高い順から第1子、第2子、第3子と位置付けられ、第2子は該当する年齢区分の半額、第3子以降は無料となります。

更に、世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、ひとり親世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯の場合、第1子は該当する年齢区分の半額、第2子以降は無料となります。

副食費徴収免除の基準について

- ◆ 次に掲げる項目に該当する児童は、給食費（主食費及び副食費）のうち、副食費の徴収を免除させていただきます。
 - ・ 年収360万未満相当世帯の子ども（世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯）
 - ・ 同一世帯に3歳児クラス（3歳になった日から最初の4月以降）から小学校就学前までの子どもが3人以上いる場合、その中で年齢が高い順から第1子、第2子、第3子と位置付けて、第3子以降の子ども
- ◆ 免除する期間は保育料が決定している期間内、又は支給認定の認定期間までとなります。
世帯構成や申請内容に変更が生じた場合は、速やかに保育課に届け出てください。